

聖籠町いじめ防止等対策委員会条例をここに公布する。

平成29年2月16日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第1号

聖籠町いじめ防止等対策委員会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)

第14条第3項の規定に基づき、聖籠町教育委員会(以下「教育委員会」という。)に聖籠町いじめ防止等対策委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 法第28条第1項の規定による調査を行うこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、いじめの防止等のための対策に関して教育委員会が必要と認める事項を調査審議すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、精神保健、心理学、社会福祉、法律、教育、青少年の健全育成等に見識を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、調査審議を行うために必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会子ども教育課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(聖籠町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 聖籠町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年聖籠町条例第47号）の一部を次のように改める。

別表中

「	交通指導員		月額 18,100円	を
「	交通指導員		月額 18,100円	に改める。
	聖籠町いじめ防止等対策委員		日額 15,000円。ただし、当該額により難い場合は、予算の範囲内において任命権者が町長と協議して定める額	
」				」